

Q 1. 価格高騰重点支援給付金（7万円給付金）を受けられるのはどのような世帯ですか。

A 1. 下記の要件を満たす世帯です。

- ・ 令和5年12月1日時点で柏原市の住民基本台帳に登録されている世帯
- ・ 世帯全員の令和5年度住民税均等割が非課税の世帯

ただし国の方針により、令和5年度住民税が課税されている方の扶養親族等のみで構成されている世帯は、今回の7万円給付金は支給対象外となります。そのため、前回の電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金（3万円給付金）を受給していても、今回の7万円給付金は支給対象外となる場合があります。

Q 2. 今回の7万円給付金は、世帯全員が令和5年度住民税を課税されている方の扶養親族のみからなる世帯は、対象外とのことですが、前回の3万円給付金は受給しております。誤りではないでしょうか。

A 2. 誤りではありません。国の方針により、今回の7万円給付金は、令和5年度住民税が課税されている方の扶養親族のみからなる世帯を支給対象外としているためです。何卒ご了承ください。

国は、住民税が課税されている方への支援策として、扶養人数に応じた所得税・住民税の定額減税について、今後検討していく方向性を示しております。

Q 3. 令和4年12月31日時点では、課税者である配偶者等の扶養に入っていましたが、令和5年1月1日から令和5年12月1日までの間に離婚（または死別）をした場合、給付金の対象となりますか。

A 3. 令和5年1月2日以降に扶養者と離婚（または死別）をされた方は、世帯全員の令和5年度住民税が非課税である場合には、本給付金の対象となる可能性があります。状況確認が必要となりますので、詳細をコールセンター0120-195-552までご連絡ください。

Q 4. 令和5年度住民税非課税世帯かどうかは、いつの収入で決まりますか。

A 4. 令和5年度住民税は、前年（令和4年1月1日から令和4年12月31日）の収入で決まります。令和5年1月1日（賦課期日）時点で住民基本台帳に登録のある自治体が決定します。

Q 5. 今回の給付金を受けるにはどのような手続きが必要ですか。

A 5. 前回の3万円給付金を柏原市から受給しており、その後令和5年12月1日までの間に、世帯構成・収入等に変更が無い場合は、市から「給付金のお知らせ」が届きます。記載の内容に変更事項がなければ、お手続き不要です。記載の支給予定日にお振込みさせていただきます。

口座変更を希望される方は、期日までにコールセンター0120-195-552へご連絡をお願いします。この場合、支給予定日も変更となります。詳細は「給付金のお知らせ」でご確認ください。

上記以外の世帯で、支給対象となる場合は届出や申請が必要です。

<届出が必要な例>

- ・「給付金のお知らせ」が届いた方で、市が振込口座を把握していない場合
- ・「給付金のお知らせ」が届いた方で、7万円給付金の受け取りを辞退したい場合

<申請が必要な例>

- ①令和5年6月2日から令和5年12月1日までの間に本市に転入された方がいる支給対象となる世帯
- ②世帯員に住民税の申告をしていない方がいる支給対象となる世帯で、前回の3万円給付金を柏原市から受給していない場合
- ③令和5年1月1日から令和5年6月1日までの間に本市に転入された方がいる支給対象となる世帯で、前回の3万円給付金を柏原市から受給していない場合
- ④配偶者からの暴力等を理由に避難している支給対象となる世帯で、前回の3万円給付金を柏原市から受給していない場合
- ⑤里親に養護されている支給対象となる児童で、前回の3万円給付金を柏原市から受給していない場合

①②の世帯には、「申請のご案内」を送付します。

支給対象となる要件に該当する場合は、申請の手続きをお願いいたします。

③～⑤の世帯で、支給対象となる要件に該当する場合は、恐れ入りますが、ご自身で申請書をご請求の上、申請手続きをしていただきますようお願いいたします。詳しくは柏原市価格高騰重点支援給付金（7万円給付金）専用コールセンター0120-195-552へお問い合わせください。

Q 6. 給付金を受け取ることができる世帯に該当します。申請書や届出書の提出はどのようにしたらいいですか。

A 6. 申請（届出）書等、必要書類を同封の上、必ず郵送でご提出ください（返信用封筒をご利用ください）。事務処理は市役所とは別の場所で行いますので、市役所に申請書等を持参されても受付することができません。恐れ入りますが、提出はお近くのポストから投函していただきますようご協力をお願いいたします。提出期限は厳守してください。
提出期限：令和6年2月29日(木)必着

Q 7. 現金での支給は可能ですか。

A 7. 原則、口座振込のみでお願いしております。ただし、振込先口座をお持ちでない方に限り、現金支給で対応いたしますので、コールセンター0120-195-552までご相談ください。ただし、口座振込よりも支給までにお時間がかかりますので、ご了承ください。

Q 8. 前回の3万円給付金の支給対象者でしたが、手続きを忘れており、未受給となっております。今回の7万円とあわせて10万円を受給できますか。

A 8. 3万円給付金は、令和5年10月31日をもって受付を終了し、既に事業が完了しております。こうしたことから、3万円給付金を受け取っていない場合でも今回の支給は7万円のみとなります。何卒ご了承ください。

Q 9. 申請書を提出しましたが、7万円給付金はいつ振込されますか。

A 9. 申請書をご提出いただき、書類に不備が無ければ、到着後4週間を目途に支給決定通知書を送付させていただきます。通知に振込予定日が記入されていますので、ご確認ください。